

議案第114号

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例

例の一部改正について

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例（平成25年上越市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イ中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。